

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年10月14日提出
【計算期間】	第4期 （自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日）
【ファンド名】	損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）
【発行者名】	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴木 一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番4号
【事務連絡者氏名】	吉田 雄資
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番4号
【電話番号】	03-5219-6856
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 当ファンドは、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目的に、「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」（以下「マザーファンド」または「親投資信託」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象として運用を行うことを基本とします。
- ② 委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する 商品分類	内容
単位型投信・追加型投信	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)	ファミリーファ ンド	あり ()
一般	年2回	日本	ファンド・オブ ・ファンズ	なし
大型株 中小型株	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
債券 一般 公債	年12回 (毎月) 日々			
社債	その他 ()	中近東 (中東) エマージング		
その他債券 クレジット属性 ()				
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格 付債))				
資産複合 ()				
資産配分固定型 資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファミリーファンドの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますので、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

＜当ファンドの属性区分の定義＞

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 公債 高格 付債))	目論見書又は信託約款において、投資信託証券を通じて、各国の政府の発行する格付の高い国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル (日本を除く)	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書又は信託約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

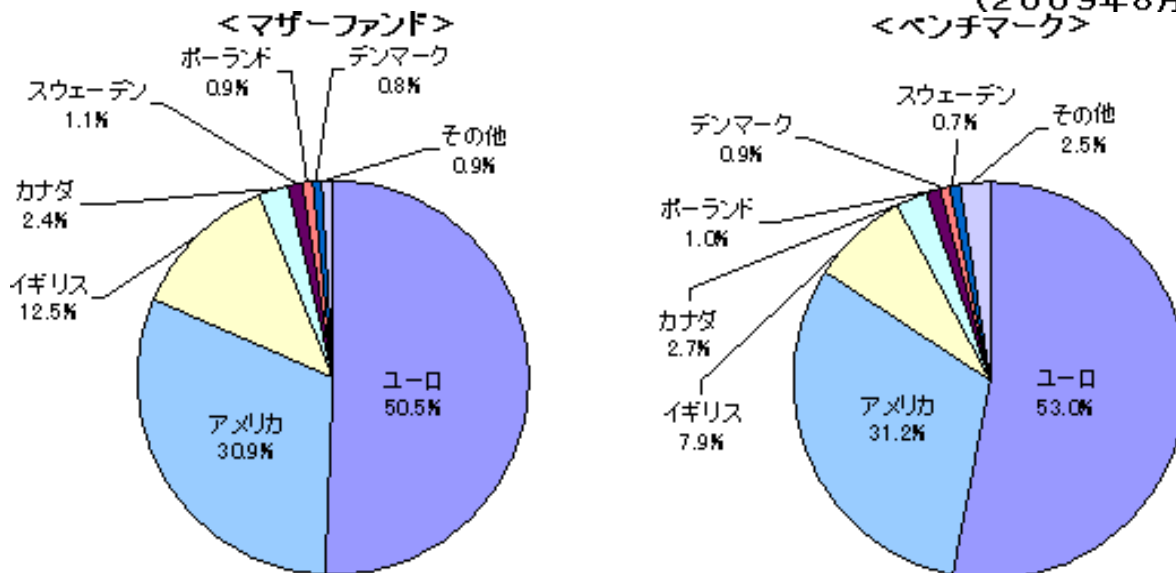
<ファンドの特色>

1

当ファンドは、主として「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」の受益証券への投資を通して、日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保をはかるとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、シティグループ世界国債インデックス※(除く日本、円ベース)を中長期的に上回る投資成果を目指します。

※「シティグループ世界国債インデックス」とは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンドにおける債券市場別構成比
 （2009年8月末現在）
 <マザーファンド> <ベンチマーク>



※比率は債券の時価総額に対する割合です。

※端数処理の関係上、合計が100%にならない場合があります。

2

投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、シティグループ世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の実質組入比率は高位に保つことを原則とします。

3

マザーファンドの運用状況ならびにその運用会社に関して少なくとも年1回評価を行い、優良でないと判断したマザーファンド(運用会社)は、新たに選定する運用会社が運用するマザーファンドと入れ替えを行います。

4

損保ジャパンDC証券株式会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドが投資するマザーファンドの選定および投資配分について助言を行います。また、同社のデュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドについて継続的な評価を行います。その結果、投資の継続が好ましくないと判断した場合は、当該マザーファンドに代えて新たに投資するマザーファンド(運用会社)について推奨を行います。

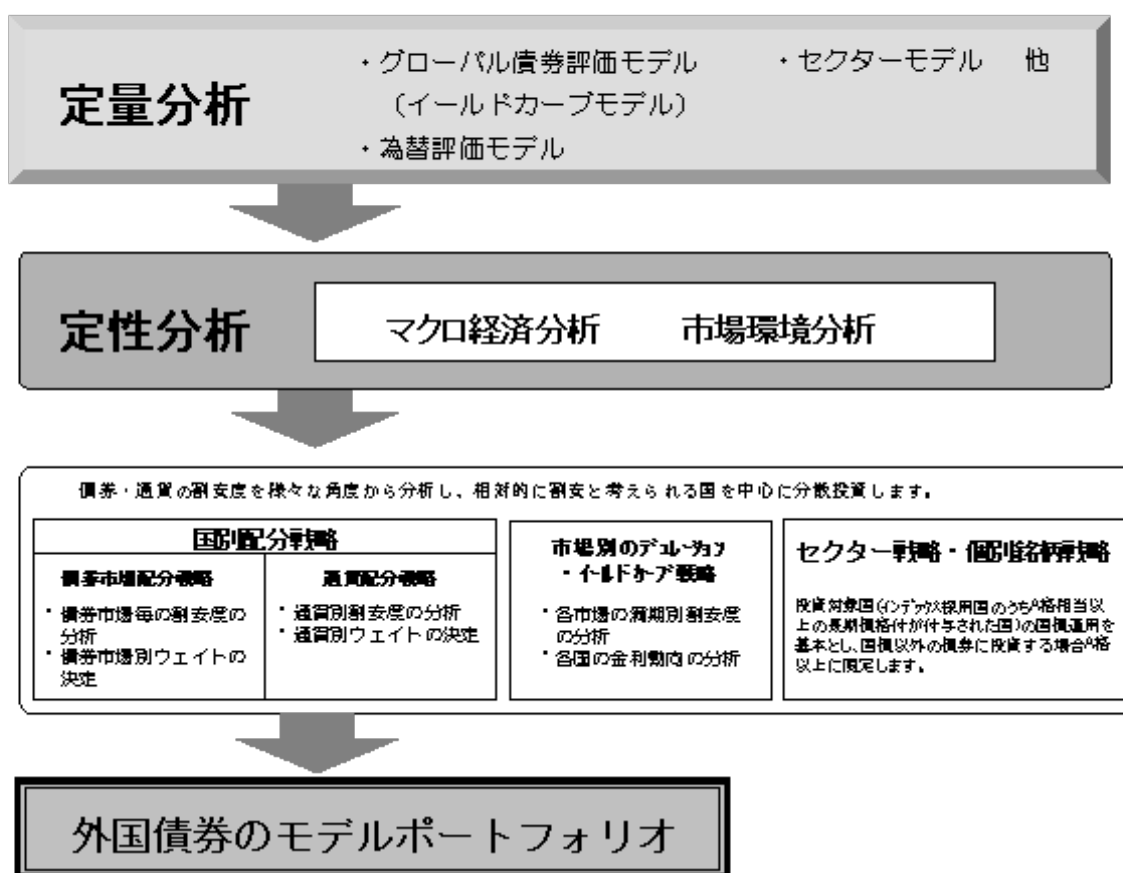
5

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

運用プロセス

当ファンドの主要投資対象である「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」における運用プロセスは以下の通りです。

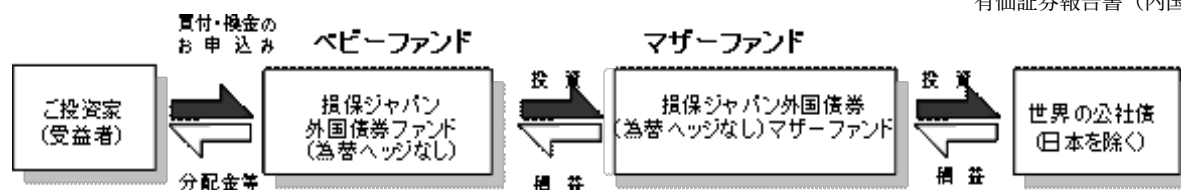
＜損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド＞



（２）【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめて「ベビーファンド」（「損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）」）とし、「ベビーファンド」の資金の全部または一部を「マザーファンド」（「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」）に投資することにより、実質的な運用は「マザーファンド」において行う仕組みです。当ファンドは「ベビーファンド」にあたります。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」には、損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）以外にも当該マザーファンドに投資するファンド（ベビーファンド）があります。また、今後当該マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合もあります。

② ファンドの関係法人

(i) 委託会社または委託者：損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

(ii) 投資助言者：損保ジャパンDC証券株式会社

委託会社との投資助言契約に基づき、当ファンドの投資助言者として、当ファンドが投資するマザーファンドの選定及び投資配分について助言を行います。また、デュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、マザーファンドについて継続的な評価を行い、運用に対して最良の運用会社を推奨します。

(iii) 販売会社

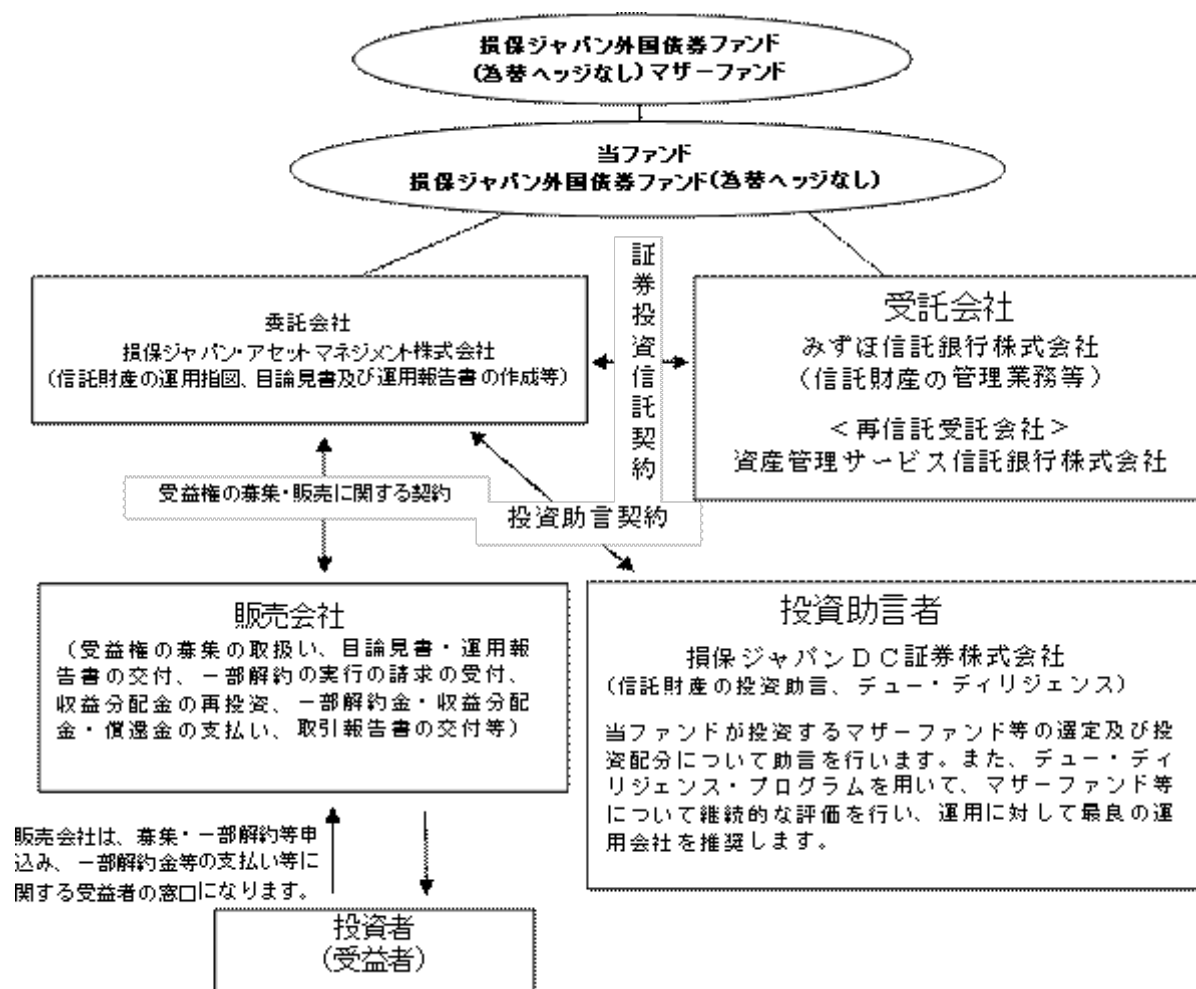
委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金、収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

(iv) 受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

ファンドの関係法人図



③ 委託会社等の概況

(i) 資本金の額 1,200百万円（平成21年8月末現在）

(ii) 委託会社の沿革

昭和61年 2月25日	安田火災投資顧問株式会社設立
昭和62年 2月20日	投資顧問業の登録
昭和62年 9月9日	投資一任業務の認可取得
平成3年 6月1日	ブリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災ブリンソン投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 1月1日	安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成10年 3月3日	安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年 3月31日	証券投資信託委託業の免許取得
平成14年 7月1日	損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
平成19年 9月30日	金融商品取引業者として登録

(iii)大株主の状況(平成21年8月末現在)

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	6,902	70.0
ザ・ティーシーダブリュー グループ・インク	米国カリフォルニア州 ロサンゼルス市 南フィグエロア通り865番地	2,958	30.0
合 計		9,860	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

b. 運用方針

① 投資対象

「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資する場合があります。

② 投資態度

- (i) 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券（「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を含みます。）を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムを確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。
- (ii) 投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、シティグループ世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更デュレーション調整等を行います。また、債券の実質組入比率は高位に保つことを原則とします。
- (iii) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- (iv) 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (v) マザーファンド等の運用状況ならびにその運用会社に関して少なくとも年1回評価を行い、優良でないと判断したマザーファンド（運用会社）は、新たに選定する運用会社が運用するマザーファンドと入れ替えを行います。
- (vi) 損保ジャパンDC証券株式会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき当ファンドが投資するマザーファンド等の選定および投資配分について助言を行います。また、同社のデュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、当ファンドの主要投資対象であるマザーファンド等について継続的な評価を行います。その結果、投資の継続が好ましくないと判断した場合は、当該マザーファンド等に代えて新たに投資するマザーファンド等（運用会社）について推奨を行います。

(2)【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (i) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

(ii)次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの
- なお、前記1.の証券ならびに証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

- ④ 前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（3）【運用体制】

＜運用体制について＞

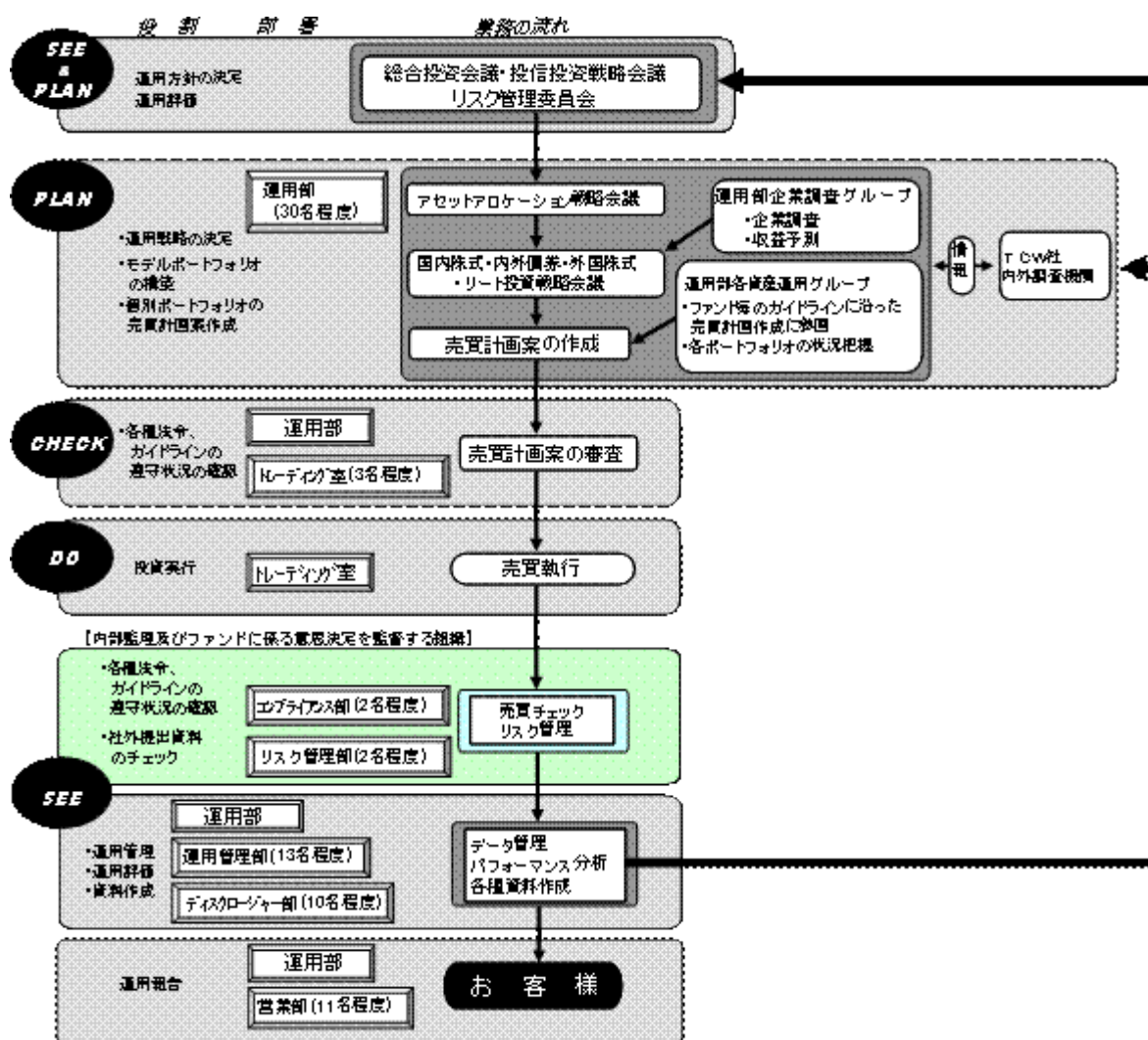
当ファンドの基本運用方針については、総合投資会議および投信投資戦略会議で決定され、個別銘柄の選定を含めた投資方針については、運用部の各運用資産グループにおける投資戦略会議で決定されます。運用計画の立案、売買執行の指示、キャッシュ・ポジションの管理は、運用部が行っています。

＜社内内規等について＞

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規範」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。

＜当ファンドの運用の意思決定プロセス＞



(注) 上図は、平成21年8月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

(4) 【分配方針】

毎決算時（原則として7月15日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲
繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配対象収益についての分配方針
収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用方針
留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

(5) 【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

① 株式等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

※信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。

② 投資する株式等の範囲

- (i) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行

会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

③ 投資信託証券への投資制限

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます。）の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 公社債の空売りの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (ii) 前記(i)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑤ 先物取引等の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）および有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- (ii) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (iii) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑥ スワップ取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (ii) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (iv) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑦ 金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図

- (i) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。
- (ii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (iii) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (iv) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑧ 同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えるこ

となった場合には、速やかにこれを調整します。

⑨ 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

⑩ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

⑪ 有価証券の貸付の指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1. および2. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- (ii) 前記1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iii) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 公社債の借入れの指図および範囲

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (ii) 前記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (iii) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (iv) 前記(i)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

⑬ 外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑭ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮ 外国為替予約の指図

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ii) 前記(i)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (iii) 前記(ii)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑯ 資金の借入れ

- (i) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる

場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- (ii) 一部解約に伴う支払資金の手当にかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑰ 受託会社による資金の立替え

- (i) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (ii) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- (iii) 前記(i)および(ii)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

b. 法令に基づく投資制限

① 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないとされています。

② デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、又は継続することを指図してはならないとされています。

3【投資リスク】

当ファンドは値動きのある証券に投資をしますので基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

当ファンドの基準価額等に影響を与えると想定される、主なリスク及び留意点は以下のとおりです。ただし、すべてのリスクを網羅したものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

① 為替変動リスク

当ファンドでは、外貨建資産を主要な投資対象とします。したがって、当ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需要、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他様々な国際的要因等により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策等によっても変動する可能性があります。

なお、当ファンドでは外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

② 債券投資のリスク

当ファンドは債券を保有します。債券投資の主要なリスクは、「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」です。これらのリスクのため、格付けや債券の性質等によって価格が変わります。

「金利変動リスク」とは、市場等における金利の変動により債券の価格が下落することをいいます。債券の価格は一般に、金利が上昇した場合は下落し、金利が低下した場合は上昇します。

「信用リスク」とは、債券の発行者が元本償還及び利払いを不履行あるいは遅延すること等をいいます。主として、財務体質の強さと支払余力が信用リスクに影響する要因です。また、担保や信用補完がなかったり、不十分であることも、その信用リスクに影響します。債券の信用リスクは、償還までの間、変わることがあります。

格付機関によって格付けされた債券は、たびたび見直しをされ格下げになることもあります。

「流動性リスク」とは、市況等や債券の発行者の財務状態等の影響による債券の取引量の減少等により、ファンドにとって最適な時期・価格で債券を売却または購入できなかった場合等に損失となったり、値上がり益を得る機会を逸すること等をいいます。債券の流動性が著しく低下した場合には、実質的に取引停止状態となることや、取引できても価格が大きく乱高下すること等があります。

③外国証券投資のリスク

外国証券への投資は、国内投資での通常のリスクに加え、特別なリスクを伴います。

例えば、投資対象国・地域の政治・経済情勢の変化、外国為替・外国投資規制、税制の変更、日本と異なる法律制度等があります。

また、金融危機的状況の発生、休日制度や取引慣行の変更等により、売却代金の受け渡しに遅延等が発生した場合等は、当ファンドのポートフォリオの流動性が損なわれ、当ファンドの解約代金の支払い等に影響を与える可能性もあります。

なお、外国証券への投資は、売買コストや証券保管のためのカストディアンコスト等が余計にかかるため、国内の証券への投資よりも高コストになる場合もあります。

④市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済情勢の急変または投資対象国における天災地変、政変、戦争または政策の変更等の諸事情により閉鎖されること等があります。また、金融危機的状況が発生した場合等には、市場が機能不全に陥り、十分な流動性の下で売買を行うことができない場合や、実質的な取引停止状態となることもあります。これらにより当ファンドの運用が影響を被り、基準価額の下落や、申込み・解約の受付中止等につながる可能性があります。

⑤銘柄選択・国別配分のリスク

当ファンドでは、個別銘柄の選択や国別配分によって収益を追求するため、個別銘柄や国別配分がベンチマークを構成する銘柄や国別構成比率とは異なる場合があります。そのため、当ファンドの組入銘柄の価格変動や国別配分が当ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、債券市場全体やベンチマークの収益率を下回る可能性もあります。

※ベンチマークとは、ファンドの運用成果を計る指標です。

⑥コール・ローン等の相手先に関するリスク

ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行等により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

<その他の留意点>

①ファミリーファンド方式に関わる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。

②法令・税制・会計等の変更可能性に関わる留意点

当ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

③販売会社に関わる留意点

販売会社より委託会社に対してお申込金額の払込が実際になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは販売会社を通じて行われます。委託会社はそれぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社の取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

④お申込み、ご換金に関わる留意点

<お申込時>

取引所[※]における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、販売会社は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを保留または取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

＜ご換金時＞

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することがあります。

その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。

⑤投資対象資産またはマザーファンドの組入割合に関わる留意点

当ファンドにおいて短期間に大量の追加設定や解約が発生した場合、市況の急激な変動が予想される場合、分配金あるいは償還金の準備をする必要がある場合又は、信託財産の規模によっては、投資対象資産またはマザーファンドの組入割合が低下する場合があります。

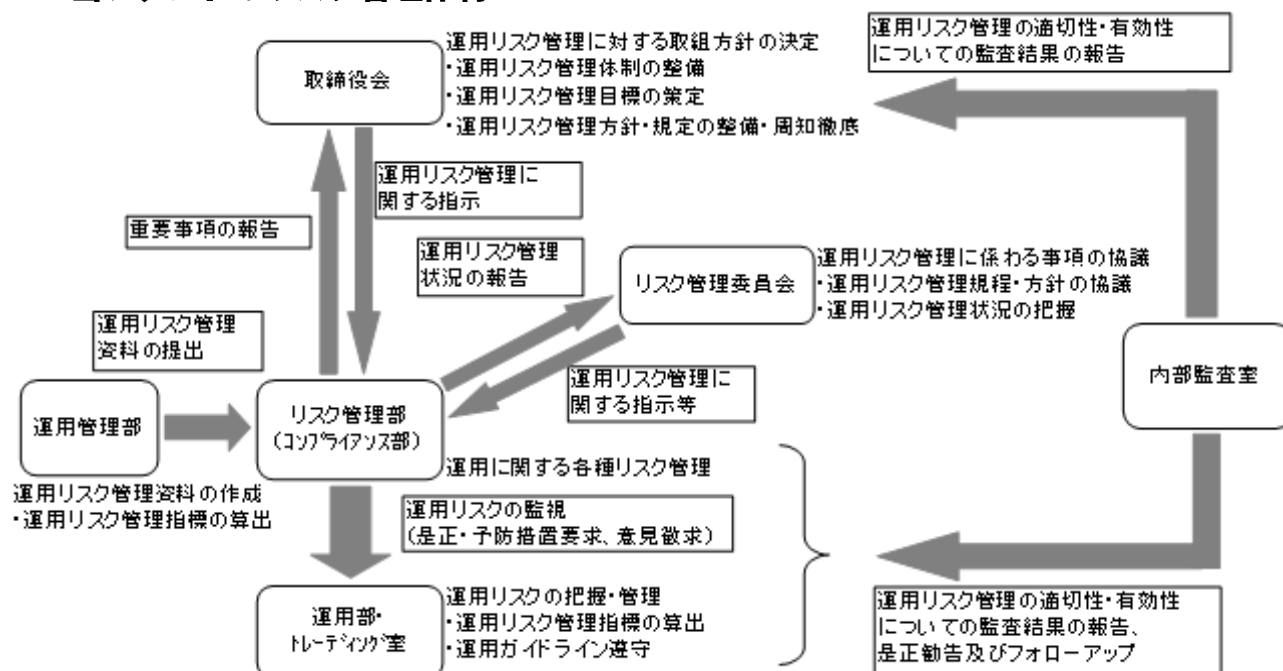
⑥ご解約に伴う売却価格に関わる留意点

ご解約のお申込みがあった場合、解約資金を手当てするために、投資対象資産を売却する必要がある場合があります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押し下げることがあります。また、金融危機的状況等により市場の流動性が著しく低下している場合等にも、当初期待した価格では売却できない場合があります。結果として基準価額が下落する要因となります。

⑦運用に関わる留意点

市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

＜当ファンドのリスク管理体制＞



(参考) 「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし) マザーファンド」の信託約款の運用の基本方針**1 基本方針**

この投資信託は、主に日本を除く世界各国の公社債に投資を行い、中長期的に信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2 運用方針**(1) 投資対象**

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として日本を除く先進各国の政府、政府機関等の発行する外国債券を中心に分散投資を行い、国内債より相対的に高いインカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）を中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 投資対象国は、原則としてA格相当以上の長期債格付が付与された国とし、シティグループ世界国債インデックス採用国を中心とします。ポートフォリオの見直しは随時行い、各国の政治・経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別の投資比率の変更やデュレーション調整等を行います。また、債券の組入比率は高位に保つことを原則とします。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 有価証券先物取引等は、信託約款第20条の範囲で行います。
- ⑧ スワップ取引は、信託約款第21条の範囲で行います。
- ⑨ 金利先渡取引および為替先渡取引は、信託約款第22条の範囲で行います。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

＜申込み時に受益者が負担する費用・税金＞

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料 および消費税 等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、2.1%（税抜 2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 ※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

※1 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

※2 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。

※3 定時定額購入サービス契約を結ばれた場合および確定拠出年金制度に基づく申込みの場合、お申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.1%

(3)【信託報酬等】

＜信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金＞

信託報酬率 合計	純資産総額	信託報酬内訳			委託会社報酬内 投資顧問報酬
		委託会社	販売会社	受託会社	助言会社※
純資産総額 に対して 年率1.1025% (税抜1.05%)	10億円までの 部分	年率0.4725% (税抜0.450%)	年率0.5775% (税抜0.550%)	年率0.0525% (税抜0.05%)	年率0.105% (税抜0.10%)
	10億円超20億円 までの部分	年率0.462% (税抜0.440%)	年率0.588% (税抜0.560%)		
	20億円超30億円 までの部分	年率0.441% (税抜0.420%)	年率0.609% (税抜0.580%)		
	30億円超50億円 までの部分	年率0.420% (税抜0.400%)	年率0.630% (税抜0.600%)		
	50億円超150億 円までの部分	年率0.399% (税抜0.380%)	年率0.651% (税抜0.620%)		
	150億円超300億 円までの部分	年率0.378% (税抜0.360%)	年率0.672% (税抜0.640%)		
	300億円超の部 分	年率0.3675% (税抜0.350%)	年率0.6825% (税抜0.650%)		

※「助言会社」は、損保ジャパンDC証券株式会社

- ① 委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に前記の率を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです。（下記④のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）
- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了の時に、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します。（税額は、税法改正時には変更となります。）
- ④ 信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。
- ⑤ 委託会社の報酬には、信託財産の運用に関する助言を行う損保ジャパンDC証券株式会社への投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に前記の率を乗じて得た金額とします。
- ⑥ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及び先物取引・オプション取引等及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ② 委託会社は、前記①に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.0042%（税抜0.0040%））を乗じて日々計算し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

① 個人の受益者に対する課税

<収益分配時>

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<一部解約時および償還時>

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用されます。

※上記の税率は、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

② 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

※上記の税率は、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。

（注1）個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

（注2）収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 上記は、税法が改正された場合等には、変更になることがあります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家または税務署等にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年8月21日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	1,518,810,824	99.52
現金及びその他の資産（負債控除後）		7,279,391	0.48
合計(純資産総額)		1,526,090,215	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

<参考>

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

平成21年8月21日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	アメリカ	1,214,719,235	30.14
	ドイツ	573,553,397	14.23
	イタリア	558,945,345	13.87
	イギリス	491,283,373	12.19
	フランス	423,329,321	10.50
	スペイン	186,071,749	4.62
	ベルギー	120,172,420	2.98
	ギリシャ	102,687,072	2.55
	カナダ	95,137,101	2.36
	スウェーデン	44,155,073	1.10
	ポーランド	32,198,597	0.80
	デンマーク	30,281,922	0.75
	マレーシア	18,081,219	0.45
	シンガポール	16,264,112	0.40
小計		3,906,879,936	96.93
現金及びその他の資産（負債控除後）		123,927,528	3.07
合計(純資産総額)		4,030,807,464	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）時価合計（円）については、平成21年8月21日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（２）【投資資産】**①【投資有価証券の主要銘柄】****a. 評価額上位30銘柄**

当ファンドは、平成21年8月21日現在、1銘柄の親投資信託を保有しており、以下の通りです。

平成21年8月21日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	評価損益 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	損保ジャパン外国債 券(為替ヘッジなし) マザーファンド	1,417,859,246	1.0369	1,470,215,576	1.0712	1,518,810,824	48,595,248	99.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成21年8月21日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.52
合計	99.52

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄

a. 評価額上位30銘柄

平成21年8月21日現在

順位	発行地	銘柄名	種類	額面	通貨	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
1	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25%	国債証券	709,000	ユーロ	14,613	103,603,734	14,951	106,003,531	5.25	2017/8/1	2.63
2	ドイツ	DEUTSCHLAND REP 6.0	国債証券	608,000	ユーロ	15,889	96,605,610	15,922	96,806,106	6.00	2016/6/20	2.40
3	スペイン	SPANISH GOVT 5.5	国債証券	560,000	ユーロ	15,074	84,416,218	15,311	85,741,168	5.50	2017/7/30	2.13
4	アメリカ	US TREASURY N/B 4.75	国債証券	785,000	アメリカ・ ドル	10,385	81,522,996	10,390	81,557,696	4.75	2017/8/15	2.02
5	イタリア	BTPS 9 11/01/23	国債証券	391,000	ユーロ	19,010	74,329,752	19,821	77,498,675	9.00	2023/11/1	1.92
6	アメリカ	US TREASURY N/B 5.125	国債証券	765,000	アメリカ・ ドル	10,165	77,760,230	10,122	77,434,304	5.13	2011/6/30	1.92
7	スペイン	SPANISH GOVT 4.2	国債証券	520,000	ユーロ	14,237	74,029,863	14,286	74,284,987	4.20	2013/7/30	1.84
8	フランス	FRANCE (GOVT OF) 5.0% 10/25/16	国債証券	490,000	ユーロ	14,921	73,110,790	15,056	73,774,203	5.00	2016/10/25	1.83
9	イタリア	BUONI POLIENNALI DEL TES	国債証券	493,000	ユーロ	14,316	70,579,220	14,383	70,907,010	4.75	2013/2/1	1.76
10	アメリカ	US TREASURY N/B 4.75% 05/15/14	国債証券	635,000	アメリカ・ ドル	10,469	66,477,474	10,437	66,272,032	4.75	2014/5/15	1.64
11	ドイツ	BUNDES REPUB12/01/04	国債証券	457,000	ユーロ	14,512	66,317,933	14,450	66,037,358	5.00	2012/1/4	1.64
12	イギリス	TSY 4.25%	国債証券	408,000	イギリス・ ポンド	15,260	62,259,895	15,845	64,647,617	4.25	2032/6/7	1.60
13	ギリシャ	HELLENIC REPUBLIC 4.3	国債証券	470,000	ユーロ	13,258	62,311,722	13,630	64,061,959	4.30	2017/7/20	1.59
14	ドイツ	DEUTSCHLAND REP 3.25	国債証券	458,000	ユーロ	13,798	63,195,612	13,826	63,322,700	3.25	2015/7/4	1.57
15	アメリカ	US TREASURY N/B 4.5	国債証券	615,000	アメリカ・ ドル	10,260	63,101,578	10,294	63,308,436	4.50	2015/11/15	1.57
16	イギリス	TREASURY 4.25	国債証券	396,000	イギリス・ ポンド	15,186	60,136,885	15,814	62,624,566	4.25	2046/12/7	1.55
17	イタリア	BTPS 5.25	国債証券	432,000	ユーロ	13,551	58,540,815	14,258	61,596,125	5.25	2029/11/1	1.53
18	アメリカ	US TREASURY N/B 3.125	国債証券	620,000	アメリカ・ ドル	9,821	60,888,929	9,805	60,793,299	3.13	2013/8/31	1.51
19	アメリカ	US TREASURY N/B 8.125% 08/15/19	国債証券	450,000	アメリカ・ ドル	12,941	58,232,797	12,971	58,371,615	8.13	2019/8/15	1.45
20	アメリカ	US TREASURY N/B 3.875	国債証券	590,000	アメリカ・ ドル	9,687	57,154,447	9,758	57,570,356	3.88	2018/5/15	1.43
21	イギリス	UK TREASURY 6.0	国債証券	292,000	イギリス・ ポンド	19,031	55,569,641	19,644	57,359,141	6.00	2028/12/7	1.42
22	イタリア	ITALY 5.25% 8/1/2011	国債証券	395,000	ユーロ	14,339	56,637,700	14,322	56,572,572	5.25	2011/8/1	1.40
23	フランス	BTAN- 5 YR ISSUE 3.0	国債証券	410,000	ユーロ	13,792	56,545,561	13,771	56,460,372	3.00	2011/1/12	1.40
24	ドイツ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND 13/7	国債証券	392,000	ユーロ	14,185	55,604,294	14,159	55,504,453	3.75	2013/7/4	1.38
25	アメリカ	US TREASURY N/B 3.75	国債証券	570,000	アメリカ・ ドル	9,631	54,898,321	9,640	54,948,713	3.75	2018/11/15	1.36
26	ベルギー	BELGIAN 0307 3.25	国債証券	410,000	ユーロ	13,182	54,045,408	13,377	54,845,633	3.25	2016/9/28	1.36
27	イギリス	TREASURY 4.25	国債証券	339,000	イギリス・ ポンド	15,200	51,527,628	15,660	53,087,621	4.25	2036/3/7	1.32
28	フランス	FRANCE O.A.T. 3.0	国債証券	390,000	ユーロ	13,426	52,359,783	13,515	52,710,283	3.00	2015/10/25	1.31
29	アメリカ	US TREASURY N/B 4.875	国債証券	510,000	アメリカ・ ドル	10,353	52,802,821	10,309	52,574,505	4.88	2012/6/30	1.30
30	イギリス	TREASURY 5.25	国債証券	305,000	イギリス・ ポンド	16,806	51,259,256	16,847	51,382,763	5.25	2012/6/7	1.27

(注1) 外貨建証券の評価金額は、平成21年8月21日現在のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注2) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注3) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b. 種類別投資比率

平成21年 8 月21日現在

資産の種類	投資比率（％）
国債証券	95.94
社債券	0.75
特殊債券	0.24
合計	96.93

（注）投資比率はファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

②投資不動産物件
該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

平成21年 8 月21日及び同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1 万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち (円)	分配付き (円)	分配落ち (円)	分配付き (円)
第 1 期末 (平成18年 7 月18日)	10,390	10,390	1,554,102,658	1,554,102,658
第 2 期末 (平成19年 7 月17日)	10,889	11,689	1,644,112,441	1,764,901,260
第 3 期末 (平成20年 7 月15日)	10,816	10,816	1,687,602,297	1,687,602,297
第 4 期末 (平成21年 7 月15日)	9,263	9,263	1,478,246,360	1,478,246,360
平成20年 8 月末	10,727	—	1,677,346,020	—
9 月末	10,106	—	1,581,545,218	—
10 月末	8,862	—	1,388,704,460	—
11 月末	8,860	—	1,392,659,557	—
12 月末	8,990	—	1,413,578,457	—
平成21年 1 月末	8,235	—	1,296,599,687	—
2 月末	8,921	—	1,404,550,108	—
3 月末	9,290	—	1,466,882,777	—
4 月末	9,315	—	1,475,687,925	—
5 月末	9,340	—	1,481,063,462	—
6 月末	9,530	—	1,511,787,134	—
7 月末	9,484	—	1,516,049,168	—
8 月21日	9,557	—	1,526,090,215	—

②【分配の推移】

期間		1万口当たりの分配金（円）
第1期	自 平成17年9月26日 至 平成18年7月18日	0
第2期	自 平成18年7月19日 至 平成19年7月17日	800
第3期	自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	0
第4期	自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日	0

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	3.90
第2期	12.50
第3期	△ 0.67
第4期	△ 14.36

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年9月26日 信託契約締結、設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、取得の申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（わが国の取引所の半休日などは、受付時間を午前11時までとさせていただきます場合がありますのでご注意ください。また、受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

なお、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、販売会社は、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みを保留または取り消すことができます。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額[※]とします。

※基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjam.co.jp/>、電話03-5219-6853営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みには、申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた申込金額に、2.1%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、申込手数料および申込手数料に係る消費税等額は、申込代金の中から差引かれます。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

定時定額購入サービスを申込まれた場合および確定拠出年金制度に基づき申込まれた場合には、申込手数料はありません。

- (5) お申込単位は1万円以上1円単位です。ただし、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを申込まれた場合、申込単位は販売会社により1千円以上1円単位または1円以上1円単位となります。また、確定拠出年金制度に基づき申込まれた場合、申込単位は1円以上1円単位です。

※申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- (6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は日本における委託会社及び販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（わが国の取引所の半休日などは受付時間を午前11時までとさせていただく場合がありますのでご注意ください。）
- (2) 受益者は、自己に帰属する受益権について販売会社に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。
一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
- (3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額[※]として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。
- ※信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。
- ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4.手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。
- (4) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。その場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。
- (5) 換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

- ② 基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5219-6853 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjam.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします。ただし、この信託期間中に、信託約款第52条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させることができます。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年7月16日から翌年7月15日までとすることを原則とします。なお、前記の原則により、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第4条に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

- ① 信託契約の解約

(i) 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託会社は、前記(i)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 前記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 前記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(i)の信託契約の解約をしません。

(v) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 前記(iii)から(v)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(iii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- ② 信託契約に関する監督官庁の命令

(i) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(ii) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第53条（信託約款の変更）の規定にしたがいます。

- ③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

(i) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- (ii) 前記(i)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第53条第4項に該当する場合（当該約款変更について異議を申し出た受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超える場合）を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
- (i) 委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ii) 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- ⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い
- (i) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第53条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ii) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ⑥ 信託約款の変更
- (i) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託会社は、前記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (iii) 前記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iv) 前記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(i)の信託約款の変更をしません。
- (v) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑦ 運用に係る報告等開示方法
- 委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき計算期間終了毎に有価証券報告書を、計算期間開始6ヵ月経過毎に半期報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間の末日毎に運用報告書を作成し、かつ知られたる受益者に交付します。
- ⑧ 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
- ⑨ 募集・販売契約の変更
- 委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。
- ⑩ 投資顧問契約
- 委託会社と損保ジャパンDC証券株式会社との間の投資助言契約には期限の定めがありません。投資助言契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資助言契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑪ 信託事務処理の再信託
- 受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権

当ファンドの収益分配金は、原則として自動的に当ファンドの受益権に再投資される性格を有します。分配金は税引き後再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。

なお、収益分配金を再投資しない契約を別に締結した受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から販売会社を通じて受益者に支払います。ただし、委託会社自らの募集に係る受益権に帰属する収益分配金の支払いは委託会社において行います。なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自らの勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。償還金の請求権は、支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について１口単位をもって受益権の一部解約の実行を、委託会社に請求することができます。なお、ニューヨーク証券取引所、英国証券取引所、フランクフルト証券取引所、パリ証券取引所のいずれかの取引所あるいはニューヨークまたはロンドンの銀行の休業日においては、解約請求を受付けないものとします。また、受付は原則として午後３時（わが国の取引所の半休日の場合などは午前11時）までとし、それ以降の受付は翌営業日の取扱いになります。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、法令に基づき、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号及び平成20年12月12日付内閣府令第80号により改正されておりますが、平成19年7月18日から平成20年7月15日までの財務諸表については内閣府令第50号及び内閣府令第80号改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、平成20年7月16日から平成21年7月15日までの財務諸表については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、内閣府令第50号改正前の財務諸表等規則及び内閣府令第80号改正後の財務諸表等規則に基づき作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成20年12月5日付内閣府令第79号及び平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、平成19年7月18日から平成20年7月15日までの財務諸表については内閣府令第79号及び内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、平成20年7月16日から平成21年7月15日までの財務諸表については内閣府令第79号改正後の投資信託財産計算規則及び内閣府令第35号附則第16条第2項により、内閣府令第35号改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成19年7月18日から平成20年7月15日まで及び平成20年7月16日から平成21年7月15日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成20年7月15日現在)	第4期 (平成21年7月15日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	17,173,048	16,044,681
親投資信託受益証券	1,679,277,042	1,470,098,079
流動資産合計	1,696,450,090	1,486,142,760
資産合計	1,696,450,090	1,486,142,760
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	419,698	374,535
未払委託者報酬	8,394,578	7,491,961
その他未払費用	33,517	29,904
流動負債合計	8,847,793	7,896,400
負債合計	8,847,793	7,896,400
純資産の部		
元本等		
元本	1,560,211,068	1,595,843,536
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	127,391,229	△117,597,176
純資産合計	1,687,602,297	1,478,246,360
負債純資産合計	1,696,450,090	1,486,142,760

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第３期 自 平成19年 7 月18日 至 平成20年 7 月15日	第４期 自 平成20年 7 月16日 至 平成21年 7 月15日
営業収益		
受取利息	48,829	19,855
有価証券売買等損益	7,933,229	△226,618,963
営業収益合計	7,982,058	△226,599,108
営業費用		
受託者報酬	849,785	774,914
委託者報酬	16,997,200	15,501,002
その他費用	67,864	61,880
営業費用合計	17,914,849	16,337,796
営業損失（△）	△9,932,791	△242,936,904
経常損失（△）	△9,932,791	△242,936,904
当期純損失（△）	△9,932,791	△242,936,904
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△170,819	△1,611,181
期首剰余金又は期首欠損金（△）	134,252,193	127,391,229
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,340,135	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,340,135	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	439,127	3,662,682
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	439,127	882,607
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,780,075
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	127,391,229	△117,597,176

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期 自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	第4期 自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益の計上基準 同左

(貸借対照表に関する注記)

	第3期 (平成20年7月15日現在)	第4期 (平成21年7月15日現在)
1. 計算期間末日における受益権の総数	1,560,211,068口	1,595,843,536口
2. 投資信託財産計算規則第55条の6第10号に規定する額	-----	元本の欠損 117,597,176円
3. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.0816円 (1万口当たり純資産額 10,816円)	1口当たり純資産額 0.9263円 (1万口当たり純資産額 9,263円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	第4期 自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
1. 分配金の計算過程 第3期計算期間末（平成20年7月15日）に収益調整金（5,292,213円）及び分配準備積立金（126,935,010円）を対象収益（132,227,223円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。	1. 分配金の計算過程 第4期計算期間末（平成21年7月15日）に収益調整金（9,207,354円）及び分配準備積立金（126,050,102円）を対象収益（135,257,456円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、分配を行わないことに決定しました。

（関連当事者との取引に関する注記）

第3期 (平成20年7月15日現在)	第4期 (平成21年7月15日現在)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	第3期 自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	第4期 自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,509,860,248円	1,560,211,068円
期中追加設定元本額	55,359,619円	46,772,880円
期中解約元本額	5,008,799円	11,140,412円

（有価証券関係）

第3期（自平成19年7月18日 至平成20年7月15日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,679,277,042	7,933,229
合計	1,679,277,042	7,933,229

第4期（自平成20年7月16日 至平成21年7月15日）

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	1,470,098,079	△226,354,516
合計	1,470,098,079	△226,354,516

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】**① 有価証券明細表****（Ⅰ）株式**

該当事項はありません。

（Ⅱ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成21年 7 月15日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン外国債券(為替 ヘッジなし)マザーファンド	1,417,781,926	1,470,098,079	—
合計	—	1,417,781,926	1,470,098,079	—

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

<参考>

当ファンドは「損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次のとおりです。

＊なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成20年7月15日現在)	(平成21年7月15日現在)
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
Ⅰ 流動資産		
預金	18,119,815	29,717,562
コール・ローン	40,452,569	66,106,168
国債証券	3,685,310,567	3,631,805,401
地方債証券	17,334,044	—
特殊債券	267,896,501	9,498,935
社債券	231,680,643	39,423,002
未収入金	—	84,443,273
未収利息	61,327,675	42,918,210
前払費用	6,442,407	14,196,940
流動資産合計	4,328,564,221	3,918,109,491
資産合計	4,328,564,221	3,918,109,491
負債の部		
Ⅰ 流動負債		
未払金	—	84,858,719
流動負債合計	—	84,858,719
負債合計	—	84,858,719
純資産の部		
元本等		
Ⅰ 元本		
元本	3,612,060,615	3,696,817,722
Ⅱ 剰余金		
剰余金	716,503,606	136,433,050
純資産合計	4,328,564,221	3,833,250,772
負債・純資産合計	4,328,564,221	3,918,109,491

「損保ジャパン外国債券(為替ヘッジなし)マザーファンド」は、平成17年9月26日に信託契約を締結し、平成21年7月15日に第4期決算を行いました。上の表は、平成20年7月15日及び平成21年7月15日現在における同マザーファンドの状況です。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券 ・社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。	国債証券・特殊債券・社債券 同左
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産計算規則」第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。 但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

	（平成20年7月15日現在）	（平成21年7月15日現在）
1. 計算期間末日における受益権の総数	3,612,060,615口	3,696,817,722口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.1984円 （1万口当たり純資産額 11,984円）	1口当たり純資産額 1.0369円 （1万口当たり純資産額 10,369円）

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成20年7月15日現在）	（平成21年7月15日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成19年7月18日 至 平成20年7月15日	自 平成20年7月16日 至 平成21年7月15日
開示対象ファンドの期首における当該マザー ファンドの元本額	3,464,946,852円	3,612,060,615円
同期中における追加設定元本額	571,657,326円	640,504,107円
同期中における解約元本額	424,543,563円	555,747,000円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン海外債券ファンド(為替ヘッ ジなし、非課税適格機関投資家専用)	16,792,116円	—円
ハッピーエイジング20	193,462,657円	185,379,019円
ハッピーエイジング30	790,926,323円	794,880,031円
ハッピーエイジング40	835,478,640円	865,992,935円
ハッピーエイジング50	290,853,338円	327,787,654円
ハッピーエイジング60	83,281,651円	104,996,157円
損保ジャパン外国債券ファンド(為替ヘッ ジなし)	1,401,265,890円	1,417,781,926円
(合計)	3,612,060,615円	3,696,817,722円

*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(有価証券関係)

(自平成19年7月18日 至平成20年7月15日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	3,685,310,567	△30,092,161
地方債証券	17,334,044	△353,437
特殊債券	267,896,501	15,921,699
社債券	231,680,643	3,575,452
合計	4,202,221,755	△10,948,447

(自平成20年7月16日 至平成21年7月15日)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	3,631,805,401	70,039,414
特殊債券	9,498,935	18,353
社債券	39,423,002	230,167
合計	3,680,727,338	70,287,934

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はございません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(I) 株式

該当事項はございません。

(II) 株式以外の有価証券

次表の通りで

す。

平成21年7月15日現在

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ・ドル	国債証券	US TREASURY N/B 16/5	227,000	286,408.17	—
	国債証券	US TSY BOND 23/08/15	110,000	134,388.10	—
	国債証券	US TREASURY 29/02/15	160,000	179,374.40	—
	国債証券	US TREASURY 10/08/15	25,000	26,410.00	—
	国債証券	US TREASURY 31/02/15	250,000	285,740.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 11/8	274,000	296,947.50	—
	国債証券	US TREASURY 13/5	202,000	215,255.24	—
	国債証券	US TREASURY 27/11/15	110,000	135,350.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.25% 08/15/13	295,000	321,181.25	—
	国債証券	US TREASURY N/B 8.125% 08/15/19	450,000	619,168.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 6.875% 08/15/25	140,000	183,825.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B	445,000	479,345.10	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.75% 05/15/14	635,000	706,831.20	—

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	235,000	247,410.35	—
	国債証券	US TREASURY N/B 5.125	765,000	826,796.70	—
	国債証券	US TREASURY N/B 8.0	34,000	47,148.14	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.875	380,000	393,535.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.875	510,000	561,433.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.75	785,000	866,804.85	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.375	270,000	285,165.90	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.5	290,000	292,807.20	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.0	465,000	500,019.15	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.75	80,000	87,649.60	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.25	370,000	402,837.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.75	570,000	583,714.20	—
	国債証券	US TREASURY N/B 1.125	475,000	474,700.75	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.5	315,000	346,374.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.5	210,000	215,775.00	—
	国債証券	US TREASURY N/B 4.375	350,000	351,529.50	—
	国債証券	US TREASURY N/B 3.125	620,000	647,410.20	—
	国債証券	US TREASURY N/B 2.0	350,000	355,960.50	—
	特殊債券	FANNIE MAE 2.0	100,000	101,441.00	—
	社債券	COCA-COLA CO 5.75% 15/3/2011	300,000	320,616.00	—
	社債券	WAL-MART STORES	100,000	100,390.00	—
アメリカ・ドル 通貨計			10,897,000	11,879,745.30	—
				(1,112,419,350円)	—
イギリス・ポンド	国債証券	UK GILT 12/3/7	215,000	231,152.95	—
	国債証券	UK GILT 15/12/7	98,000	125,783.00	—
	国債証券	TSY 5 2025	59,000	64,152.47	—
	国債証券	TSY 8% 2013	12,000	14,491.08	—
	国債証券	UKT 5 09/07/14	82,000	90,411.56	—
	国債証券	TSY 4.25%	408,000	401,288.40	—
	国債証券	UK TREASURY 6.0	392,000	480,827.20	—
	国債証券	TREASURY 4.75	254,000	274,916.90	—
	国債証券	TREASURY 4.0	182,000	189,833.28	—
	国債証券	TREASURY 4.25	396,000	387,604.80	—
	国債証券	TREASURY 5.25	305,000	330,385.15	—
	国債証券	TREASURY 5.0	64,000	71,324.80	—
	国債証券	TREASURY 4.25	339,000	332,114.91	—
イギリス・ポンド 通貨計			2,806,000	2,994,286.50	—
				(457,856,349円)	—
カナダ・ドル	国債証券	CANADA-GOV'T 29/6/1	342,000	418,204.44	—
	国債証券	CANADA-GOV'T 11/6/01	76,000	82,696.36	—
	国債証券	CAN 5% 6/1/2014	218,000	242,448.70	—
	国債証券	CANADA-GOVT 4.0	144,000	153,116.64	—
	国債証券	CANADA-GOVT 3.75	170,000	178,277.30	—
	国債証券	CANADA-GOVT 3.5	20,000	20,879.40	—
カナダ・ドル 通貨計			970,000	1,095,622.84	—
				(90,465,578円)	—
シンガポール・ドル	国債証券	SINGAPORE GOVT 2.25	145,000	152,851.75	—
	国債証券	SINGAPORE GOVT 3.75	65,000	72,467.20	—

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	国債証券	SINGAPORE GOVT 3.125	25,000	25,431.25	—
シンガポール・ドル 通貨計			235,000	250,750.20	—
				(16,133,268円)	—
スウェーデン・クローナ	国債証券	SWEDISH GOVT12/10/08	1,250,000	1,390,825.00	—
	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT	705,000	756,112.50	—
	国債証券	Swedish Govt Bond	1,480,000	1,686,134.40	—
	国債証券	SWEDISH GOVERNMENT 6.75% 05/05/14	830,000	988,422.10	—
	国債証券	SWEDEN GOVT 3.75	410,000	427,646.40	—
	国債証券	SWEDEN GOVT 4.25	1,320,000	1,422,933.60	—
	国債証券	SWEDISH GOVRNMT 3.5	770,000	707,707.00	—
スウェーデン・クローナ 通貨計			6,765,000	7,379,781.00	—
				(87,893,192円)	—
デンマーク・クローネ	国債証券	DGB 6% 11/15/11	625,000	682,831.25	—
	国債証券	DENMARK - BULLET 4.0	600,000	619,746.00	—
	国債証券	DENMARK - BULLET 4.5	345,000	368,756.70	—
デンマーク・クローネ 通貨計			1,570,000	1,671,333.95	—
				(29,398,764円)	—
ポーランド・ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 5%	140,000	137,337.20	—
	国債証券	POLAND GOV'T BOND 6.25% 10/24/2015	260,000	266,804.20	—
	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.75	130,000	131,194.70	—
	国債証券	POLAND GOVT BOND 5.75	158,000	150,891.58	—
	国債証券	POLAND GOVT BOND 4.75	308,000	304,119.20	—
ポーランド・ズロチ 通貨計			996,000	990,346.88	—
				(29,918,379円)	—
マレーシア・リンギット	国債証券	MALAYSIAN GOVT 3.718	292,000	298,102.80	—
	国債証券	MALAYSIAN GOVT 3.814	190,000	183,802.20	—
	国債証券	MALAYSIAN GOVT 5.734	55,000	61,254.05	—
	国債証券	MALAYSIAN GOVT 5.094	125,000	132,675.00	—
マレーシア・リンギット 通貨計			662,000	675,834.05	—
				(17,720,369円)	—
ユーロ	国債証券	BTPS5.5 10/11/01	39,000	41,172.69	—
	国債証券	BUNDESREPUB 28/07/04	72,000	77,767.92	—
	国債証券	BUONI POLIENNAL31/05	100,000	108,818.00	—
	国債証券	BUNDES REPUB12/01/04	457,000	494,725.35	—
	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	493,000	526,514.14	—
	国債証券	FRANCE (GOVT OF)	315,000	367,573.50	—
	国債証券	FRANCE(GOVT OF)	240,000	254,887.20	—
	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND 31/1	245,000	289,210.25	—
	国債証券	BUNDESREPUB.DEUTSCHLAND 13/7	392,000	414,802.64	—
	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	172,000	222,881.04	—
	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	215,000	230,269.30	—
	国債証券	ITALY 5.25% 8/1/2011	395,000	422,511.75	—
	国債証券	FRTR 8.5 10/25/19	91,000	128,469.25	—
	国債証券	BTPS 9 11/01/23	391,000	554,492.74	—
	国債証券	BGB 5.75 09/28/10	190,000	200,959.20	—

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES 5.25%	709,000	772,873.81	—
	国債証券	BTPS 4.25%	297,000	311,333.22	—
	国債証券	FRANCE (GOVT OF) 5.0% 10/25/16	490,000	545,399.40	—
	国債証券	SPANISH GOVT 5.5	560,000	629,736.80	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 6.0	608,000	720,668.48	—
	国債証券	BTPS 5.25	432,000	436,708.80	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.625	246,000	291,800.28	—
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.0	260,000	275,784.60	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.0	245,000	260,052.80	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.5	248,000	268,390.56	—
	国債証券	BELGIAN 0309 4.0	277,000	283,742.18	—
	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.75	300,000	296,025.00	—
	国債証券	BTPS 6.5	195,000	224,287.05	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 3.25	458,000	471,433.14	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 5.0	302,000	323,547.70	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.0	340,000	334,685.80	—
	国債証券	SPANISH GOVT 4.2	520,000	552,255.60	—
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.0	70,000	74,321.10	—
	国債証券	BELGIAN 0307 3.25	410,000	403,173.50	—
	国債証券	DEUTSCHLAND REP 4.75	75,000	83,975.25	—
	国債証券	FRANCE O.A.T. 4.0	175,000	168,941.50	—
	国債証券	BTAN- 5 YR ISSUE 3.0	410,000	421,824.40	—
	国債証券	HELLENIC REPUBLI 4.3	470,000	464,839.40	—
	国債証券	HELLENIC REPUBLI 4.3	210,000	218,967.00	—
	国債証券	BTPS 4.5	275,000	279,144.25	—
	国債証券	BTPS 4.0	190,000	157,331.40	—
	国債証券	FRANCE O.A.T. 3.0	170,000	169,960.90	—
	国債証券	FRANCE O.A.T. 5.75	165,000	201,105.30	—
	国債証券	HELLENIC REPUBLI 4.7	70,000	64,496.60	—
ユーロ 通貨計			12,984,000	14,041,860.79	—
				(1,838,922,089円)	—
ファンド計				(3,680,727,338円)	—

(注1) 通貨種類ごとの小計欄の（ ）内は、邦貨換算額です。

(注2) 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券時価比率 (%)	合計額に対する比率 (%)
アメリカ・ドル	国債証券 31銘柄	27.74	28.89
アメリカ・ドル	特殊債券 1銘柄	0.25	0.26
アメリカ・ドル	社債券 2銘柄	1.03	1.07
イギリス・ポンド	国債証券 13銘柄	11.94	12.44
カナダ・ドル	国債証券 6銘柄	2.36	2.46
シンガポール・ドル	国債証券 3銘柄	0.42	0.44
スウェーデン・クローナ	国債証券 7銘柄	2.29	2.39
デンマーク・クローネ	国債証券 3銘柄	0.77	0.80
ポーランド・ズロチ	国債証券 5銘柄	0.78	0.81
マレーシア・リングgit	国債証券 4銘柄	0.46	0.48
ユーロ	国債証券 44銘柄	47.97	49.96
合計	119銘柄	96.02	100.00

(注1) 組入債券時価比率は各通貨ごとの組入債券時価の純資産に対する比率です。

(注2) 合計額に対する比率は、外貨建有価証券の時価総額に対する外貨毎の種類別の有価証券の時価の比率です。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年8月21日現在

I 資産総額（円）	1,527,791,468
II 負債総額（円）	1,701,253
III 純資産総額（I - II）（円）	1,526,090,215
IV 発行済数量（口）	1,596,781,532
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）（円）	0.9557

<参 考>

純資産額計算書

損保ジャパン外国債券（為替ヘッジなし）マザーファンド

平成21年8月21日現在

I 資産総額（円）	4,030,807,464
II 負債総額（円）	0
III 純資産総額（I - II）（円）	4,030,807,464
IV 発行済数量（口）	3,762,838,488
V 1 単位当たり純資産額（III/IV）（円）	1.0712

第5【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成17年9月26日）から第4期末（平成21年7月15日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	1,495,744,396	0
第2期	16,992,817	2,876,965
第3期	55,359,619	5,008,799
第4期	46,772,880	11,140,412

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（本書提出日現在）

資本金の額	1,200百万円
会社が発行する株式の総数	23,440株
発行済株式総数	9,860株

最近5年間における主な資本金の額の増減 該当事項はありません。

（2）会社の機構（本書提出日現在）

① 会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

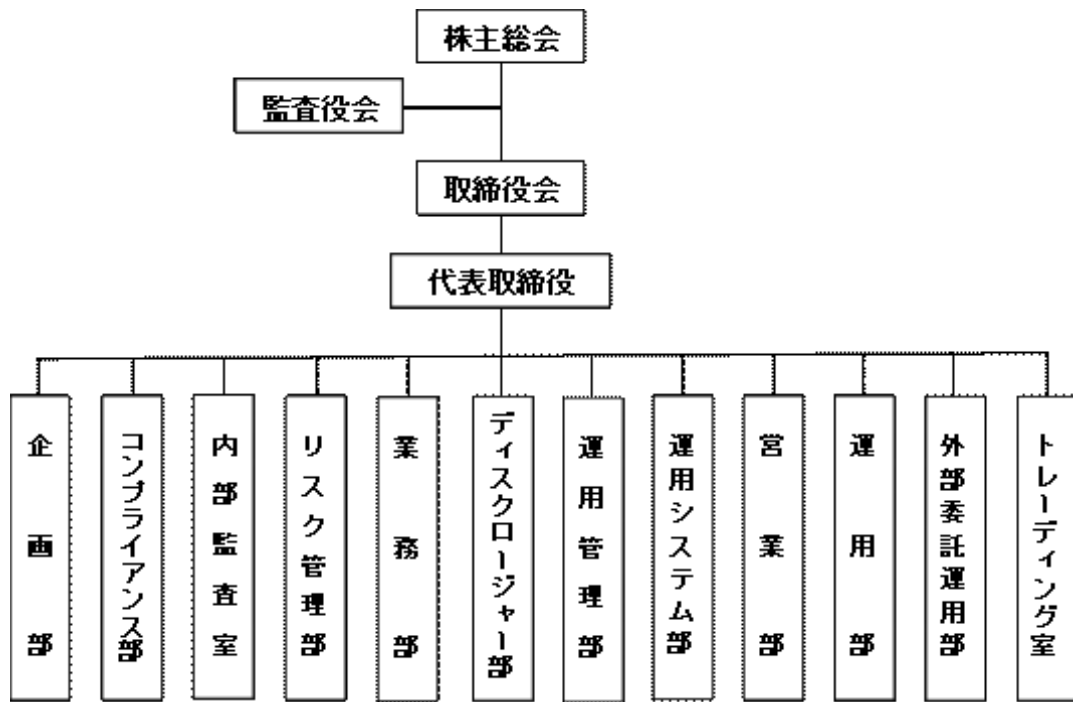
取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

② 組織及び業務

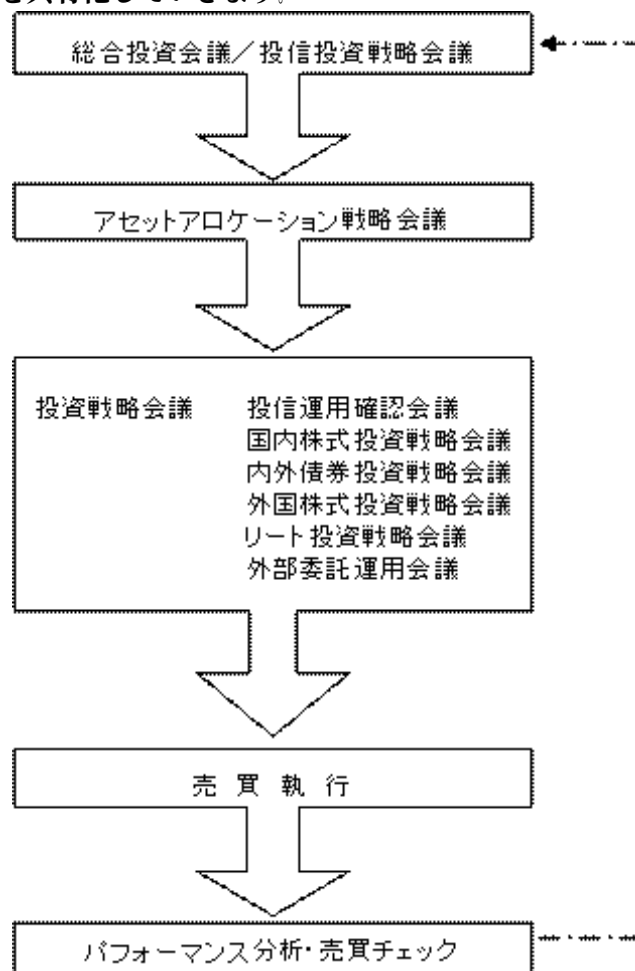


部 署	主な業務内容
企画部	経営戦略・計画の立案 投資顧問業務に係わる行政対応 投資信託の商品企画・立案 投資信託業務に係わる行政対応
コンプライアンス部	法令・規則等の遵守に関する態勢の構築、管理、教育、研修、審査 法務に係わる調査、研究 法的事項に関する相談、助言
内部監査室	内部監査の計画立案、実施、調書作成、結果報告 問題点の是正勧告と改善状況の検証
リスク管理部	会社業務が内包する各種リスクの統合管理 各種リスク管理体制整備の企画・立案 リスク管理手法等の研究、開発、情報収集
業務部	決算に係わる事項 人事制度の立案 総務・庶務に係わる企画立案、管理及び指導
ディスクロージャー部	投資信託の法定開示に係る事項 投資信託の適時開示に係る事項 投資顧問契約等の作成に係る事項
運用管理部	投資一任契約に基づく有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託委託業務における有価証券売買に係わる約定成立後の事務処理 投資信託の計理に係わる事項 投資信託の販売管理に係わる事務処理 投資信託受益証券の管理に係わる事項 投資信託直販に係わる事務処理
運用システム部	運用システムの企画、開発及び保守 社内システム推進に係わる企画事項 システム関連機器の発注及び管理 その他システム関連事項
営業部	投資顧問の営業に係わる事項 投資信託の営業に係わる事項 営業活動に伴う広告宣伝に係わる事項
運用部	資産運用方針及び資産配分計画の立案、実行及び管理（外部委託運用部所管業務を除く。以下同じ。） 投資理論及び運用手法の調査、研究及び開発 産業及び企業の調査・分析 投資信託の運用方針の企画・立案 投資信託の運用の実行 投資信託の運用成果の評価・分析・検討
外部委託運用部	外部委託先への委託運用の方針及び計画の立案、実行及び管理 外部委託先への運用の指図（売買を含む。） 外部委託ファンドの顧客毎の運用計画及び売買計画の企画・立案、審査、調整 外部委託ファンドの投資信託の運用方針の企画・立案、実行 外部委託ファンドに関わるプレゼンテーション資料の企画、作成
トレーディング室	有価証券の売買計画案及び売買手法の策定、選択及び調整に係わる事項 有価証券の売買執行 最良執行(取引証券会社等の選定基準等を含む)に係わる企画・立案、分析、評価及び管理 執行コストの分析及び手数料管理

③ 投資運用の意思決定機構

総合投資会議において受託資産に係る全社的な基本運用方針の決定と評価を行います。信託財産に係る基本運用方針については、投信投資戦略会議および総合投資会議で決定されます。

資産配分はアセット・アロケーション戦略会議において決定されます。銘柄選定は、モデル等を利用した定量的な分析に、定性的な判断を加えて投信運用会議にて基本方針が決定されます。銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値（本源的価値）を有しており、市場価格はこの投資価値に近づく。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。そのために独自の資産評価モデルを保有・活用し、投資顧問部門と同じ運用手法で行うファンドについては投資戦略会議において投資戦略を共有化していきます。



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成21年8月末現在、計56本（追加型株式投資信託51本、単位型株式投資信託4本、単位型公社債投資信託1本）であり、その純資産総額の合計は208,353百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社（以下、「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (平成20年 3 月31日現在)		当事業年度 (平成21年 3 月31日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金			492		—
2 預金			1,253,774		—
3 現金・預金			—		1,010,747
4 前払費用			28,684		30,785
5 未収還付法人税等			—		92,266
6 未収委託者報酬			609,500		402,926
7 未収運用受託報酬	* 2		227,864		127,905
8 未収収益			1,309		118
9 繰延税金資産			56,285		—
10 その他			151		798
流動資産合計			2,178,063		1,665,549
II 固定資産					
1 有形固定資産					
(1) 建物	* 1		14,753		8,502
(2) 器具備品	* 1		18,954		29,642
(3) 建設仮勘定			—		799
有形固定資産合計			33,707		38,943
2 無形固定資産					
(1) 電話加入権			4,535		4,535
無形固定資産合計			4,535		4,535
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券			18,267		20,632
(2) 長期差入保証金			78,467		78,467
(3) 繰延税金資産			38,244		—
(4) その他			20		24
投資その他の資産合計			134,999		99,124
固定資産合計			173,242		142,603
資産合計			2,351,305		1,808,152

		前事業年度 (平成20年3月31日現在)		当事業年度 (平成21年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 預り金			1,098		5,566
2 未払金					
(1) 未払手数料	* 2	250,513		176,259	
(2) その他未払金	* 2	104,246	354,760	72,625	248,885
3 未払費用	* 2		135,795		95,983
4 未払消費税等			21,370		—
5 未払法人税等			75,110		3,042
6 賞与引当金			77,397		83,517
流動負債合計			665,532		436,995
II 固定負債					
1 退職給付引当金			12,527		16,450
固定負債合計			12,527		16,450
負債合計			678,059		453,445
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			1,200,000		1,200,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			202,677		202,677
資本剰余金合計			202,677		202,677
3 利益剰余金					
(1) 利益準備金			32,416		33,895
(2) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			238,141		△ 81,748
利益剰余金合計			270,557		△ 47,853
株主資本合計			1,673,235		1,354,824
II 評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			10		△ 117
評価・換算差額等合計			10		△ 117
純資産合計			1,673,245		1,354,706
負債・純資産合計			2,351,305		1,808,152

（２）【損益計算書】

		前事業年度 自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日		当事業年度 自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
I 営業収益					
1 委託者報酬		2,770,246		2,162,148	
2 運用受託報酬	＊ 1	1,117,214		867,930	
3 募集販売手数料		—	3,887,461	2,363	3,032,441
II 営業費用					
1 支払手数料	＊ 1	1,215,870		968,261	
2 広告宣伝費		28,142		14,880	
3 公告費		565		1,150	
4 受益証券発行費		150		—	
5 調査費		809,162		681,697	
（1）調査費	＊ 1	294,863		308,676	
（2）委託調査費	＊ 1	512,142		369,130	
（3）図書費		2,156		3,889	
6 営業雑経費		141,097		136,659	
（1）通信費		16,549		17,184	
（2）印刷費		118,427		112,550	
（3）諸会費		6,120	2,194,987	6,924	1,802,648
III 一般管理費					
1 給料		797,423		864,587	
（1）役員報酬	＊ 2	29,600		28,399	
（2）給料・手当		593,666		655,000	
（3）賞与		174,157		181,186	
2 福利厚生費		91,055		101,200	
3 交際費		2,744		2,243	
4 寄付金		331		100	
5 旅費交通費		15,874		19,467	
6 法人事業税		8,839		6,314	
7 租税公課		1,758		1,869	
8 不動産賃借料		157,251		157,251	
9 退職給付費用		8,690		15,030	
10 賞与引当金繰入		77,397		83,517	

		前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日		当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 固定資産減価償却費		6,284		11,004	
12 諸経費	* 1	156,210	1,323,862	173,778	1,436,366
営業利益又は営業損失（△）			368,610		△ 206,573
IV 営業外収益					
1 受取配当金		90		180	
2 受取利息		2,995		2,773	
3 為替差益		315		53	
4 雑益		309	3,710	133	3,140
V 営業外費用					
1 有価証券償還損		—		16	
2 雑損		76	76	33	50
経常利益又は経常損失（△）			372,244		△ 203,482
VI 特別利益		—	—	—	—
VII 特別損失					
1 固定資産除却損	* 3	338		288	
2 臨時償却費	* 4	—	338	4,171	4,460
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			371,906		△ 207,943
法人税、住民税及び事業税			164,741		1,140
法人税等還付金			10,437		—
法人税等調整額			△ 9,242		94,537
当期純利益又は当期純損失（△）			226,844		△ 303,620

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
株主資本		
資本金		
前期末残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	202,677	202,677
資本剰余金合計		
前期末残高	202,677	202,677
当期変動額		
当期変動額合計	—	—
当期末残高	202,677	202,677
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	3,822	32,416
当期変動額		
剰余金の配当	28,594	1,479
当期変動額合計	28,594	1,479
当期末残高	32,416	33,895
繰越利益剰余金		
前期末残高	325,830	238,141
当期変動額		
剰余金の配当	△314,534	△16,269
当期純利益又は当期純損失（△）	226,844	△303,620
当期変動額合計	△87,689	△319,889
当期末残高	238,141	△81,748
利益剰余金合計		
前期末残高	329,652	270,557
当期変動額		
剰余金の配当	△285,940	△14,790
当期純利益又は当期純損失（△）	226,844	△303,620
当期変動額合計	△59,095	△318,410
当期末残高	270,557	△47,853

	前事業年度 自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日	当事業年度 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
株主資本合計		
前期末残高	1,732,330	1,673,235
当期変動額		
剰余金の配当	△285,940	△14,790
当期純利益又は当期純損失（△）	226,844	△303,620
当期変動額合計	△59,095	△318,410
当期末残高	1,673,235	1,354,824
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	△127
当期変動額合計	18	△127
当期末残高	10	△117
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△7	10
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	△127
当期変動額合計	18	△127
当期末残高	10	△117
純資産合計		
前期末残高	1,732,322	1,673,245
当期変動額		
剰余金の配当	△285,940	△14,790
当期純利益又は当期純損失（△）	226,844	△303,620
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	18	△127
当期変動額合計	△59,077	△318,538
当期末残高	1,673,245	1,354,706

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)								
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）によっております。 (2) その他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法によっております。 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="209 860 608 938"> <tr> <td>建物</td><td>8～15年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>5～20年</td></tr> </table> （会計方針の変更） 法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号）。以下、同じ。）に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ86千円減少しております。 （追加情報） 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5％に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5％相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が、それぞれ306千円減少しております。	建物	8～15年	器具備品	5～20年	1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 同左 (2) 同左 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産（リース資産除く） 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="879 860 1278 938"> <tr> <td>建物</td><td>3～13年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3～20年</td></tr> </table>	建物	3～13年	器具備品	3～20年
建物	8～15年								
器具備品	5～20年								
建物	3～13年								
器具備品	3～20年								

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 4. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。	(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 (会計方針の変更) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 同左 4. 引当金の計上基準 (1) 同左

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。 退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。 5. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 6. 消費税等の会計処理方法 税抜方式を採用しております。	(2) 同左 5. リース取引の処理方法 _____ 6. 消費税等の会計処理方法 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度まで、流動資産の「未収収益」に含めて表示しておりました運用受託報酬に係る未収収益は、当事業年度より「未収運用受託報酬」として区分掲記することと致しました。 なお、前事業年度における「未収運用受託報酬」の金額は255,130千円であります。 (損益計算書) 前事業年度まで、「投資顧問料」と表示されていたものは、当事業年度より「運用受託報酬」と表示しております。 前事業年度まで、「法人税等」と表示されていたものは、当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	_____

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																				
※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>62,484千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>38,352千円</td></tr> </table> ※2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>506千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>3,755千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>15,000千円</td></tr> </table>	建物	62,484千円	器具備品	38,352千円	未収運用受託報酬	506千円	未払手数料	3,755千円	未払費用	15,000千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>68,735千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>38,609千円</td></tr> </table> ※2. 関係会社に対する主な資産・負債 区分掲記されているもののほか、各科目に含まれているものは次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>298千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>2,249千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>15,064千円</td></tr> </table>	建物	68,735千円	器具備品	38,609千円	未収運用受託報酬	298千円	未払手数料	2,249千円	その他未払金	15,064千円
建物	62,484千円																				
器具備品	38,352千円																				
未収運用受託報酬	506千円																				
未払手数料	3,755千円																				
未払費用	15,000千円																				
建物	68,735千円																				
器具備品	38,609千円																				
未収運用受託報酬	298千円																				
未払手数料	2,249千円																				
その他未払金	15,064千円																				

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																												
※1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>26,353千円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>17,226千円</td></tr> <tr> <td>調査費</td><td>1,658千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>30,000千円</td></tr> <tr> <td>諸経費</td><td>472千円</td></tr> </table> ※2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>200,000千円以内</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>50,000千円以内</td></tr> </table> ※3. 固定資産除却損は、器具備品338千円であります。	運用受託報酬	26,353千円	支払手数料	17,226千円	調査費	1,658千円	委託調査費	30,000千円	諸経費	472千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内	※1. このうち関係会社との取引高は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>運用受託報酬</td><td>17,251千円</td></tr> <tr> <td>支払手数料</td><td>12,613千円</td></tr> <tr> <td>調査費</td><td>1,650千円</td></tr> <tr> <td>委託調査費</td><td>30,000千円</td></tr> <tr> <td>諸経費</td><td>477千円</td></tr> </table> ※2. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 <table> <tr> <td>取締役 年額</td><td>200,000千円以内</td></tr> <tr> <td>監査役 年額</td><td>50,000千円以内</td></tr> </table> ※3. 固定資産除却損は、器具備品288千円であります。 ※4. 臨時償却費は、現在入居している大手町フィナンシャルセンターの再開発に伴い賃貸借契約が2010年8月までとなっているため、既存の建物附属設備の耐用年数を見直したることによるものであります。	運用受託報酬	17,251千円	支払手数料	12,613千円	調査費	1,650千円	委託調査費	30,000千円	諸経費	477千円	取締役 年額	200,000千円以内	監査役 年額	50,000千円以内
運用受託報酬	26,353千円																												
支払手数料	17,226千円																												
調査費	1,658千円																												
委託調査費	30,000千円																												
諸経費	472千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												
運用受託報酬	17,251千円																												
支払手数料	12,613千円																												
調査費	1,650千円																												
委託調査費	30,000千円																												
諸経費	477千円																												
取締役 年額	200,000千円以内																												
監査役 年額	50,000千円以内																												

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	—	—	9,860株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	285,940,000円
1株当たりの配当額	29,000円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次の通り決定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	9,860株	—	—	9,860株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

・普通株式の配当に関する事項

配当の原資	繰越利益剰余金
配当の総額	14,790,000円
1株当たりの配当額	1,500円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日

(2) 当事業年度に係る定時株主総会の決議により行う剰余金の配当は予定しておりません。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)				当事業年度 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)			
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				(1) リース資産の内容			
				① 有形固定資産			
				器具備品であります。			
				(2) リース資産の減価償却の方法			
				重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。			
				なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年 3 月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。			
				① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
器具備品	32,762	11,025	21,736	器具備品	29,349	13,909	15,439
合計	32,762	11,025	21,736	合計	29,349	13,909	15,439
(2) 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額			
1 年内 6,150千円				1 年内 5,961千円			
1 年超 16,194千円				1 年超 10,232千円			
合計 22,344千円				合計 16,194千円			
(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失				③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失			
支払リース料 7,887千円				支払リース料 7,042千円			
減価償却費相当額 7,089千円				減価償却費相当額 6,296千円			
支払利息相当額 1,052千円				支払利息相当額 891千円			
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。							
(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。							

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ⑤ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	2,000	2,027	27
	小 計	2,000	2,027	27
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	500	490	△9
	小 計	500	490	△9
合計		2,500	2,517	17

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

当事業年度（平成21年 3 月31日現在）

1. 売買目的有価証券
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	1,000	1,005	5
	小 計	1,000	1,005	5
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	4,000	3,876	△123
	小 計	4,000	3,876	△123
合計		5,000	4,882	△117

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

6. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	貸借対照表計上額
(1) その他有価証券	15,750千円

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額
該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)																
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>12,527千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>12,527千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>8,690千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>8,690千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 該当事項はありません。 5. 当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	退職給付債務	12,527千円	退職給付引当金	12,527千円	勤務費用等	8,690千円	退職給付費用	8,690千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務に関する事項 <table> <tr> <td>退職給付債務</td><td>16,450千円</td></tr> <tr> <td>退職給付引当金</td><td>16,450千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用に関する事項 <table> <tr> <td>勤務費用等</td><td>15,030千円</td></tr> <tr> <td>退職給付費用</td><td>15,030千円</td></tr> </table> 4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左 5. 同左	退職給付債務	16,450千円	退職給付引当金	16,450千円	勤務費用等	15,030千円	退職給付費用	15,030千円
退職給付債務	12,527千円																
退職給付引当金	12,527千円																
勤務費用等	8,690千円																
退職給付費用	8,690千円																
退職給付債務	16,450千円																
退職給付引当金	16,450千円																
勤務費用等	15,030千円																
退職給付費用	15,030千円																

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日現在)	当事業年度 (平成21年3月31日現在)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 ソフトウェア損金算入限度超過額 42,950 賞与引当金 31,493 未払事業税否認 6,194 繰延資産償却超過額 5,253 退職給付引当金 5,097 未払費用否認 2,986 未払事業所税否認 386 その他 174 繰延税金資産合計 94,537 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 7 繰延税金負債合計 7 繰延税金資産の純額 94,529	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) 繰延税金資産 繰越欠損金 83,608 ソフトウェア損金算入限度超過額 49,479 賞与引当金 33,983 退職給付引当金 6,693 繰延資産償却超過額 3,822 未払費用否認 3,397 未払事業税否認 772 未払事業所税否認 386 その他 143 繰延税金資産小計 182,287 評価性引当額 △182,287 繰延税金資産合計 — 繰延税金負債 その他有価証券評価差額金 — 繰延税金負債合計 — 繰延税金資産の純額 —
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 当期は税引前当期純損失であるため、記載を省略しております。

関連当事者情報

前事業年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等 (単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	(株)損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	転籍1名 出向3名	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言及び一任（注1）	運用受託報酬の受取り	26,353	未収運用受託報酬	506
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注2）	投信代行手数料の支払い	17,226	未払手数料	3,755
							3. 保険契約（注3）	保険料の支払い	472	—	—
							4. LANの利用（注4）	LAN利用料の支払い	1,658	—	—
その他の関係会社	The TCW Group, Inc.	米国カリフォルニア州	US\$179,841	資産運用会社(持ち株会社)	(被所有) 直接30%	兼任1名	株式投資に関する情報提供契約（注5）	情報料の支払い	30,000	未払費用	15,000

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等
- (注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。
(注2) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
(注3) 保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。
(注4) LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。
(注5) 情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等
役員及び個人主要株主等との取引はありません。

(3) 子会社等
子会社等との取引はありません。

(4) 兄弟会社等

(単位：千円、千米ドル)

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	損保ジャパン ひまわり 生命保険㈱	東京都 新宿区	17,250,000	生命保険業	—	—	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1）	運用受託報酬の受取り	140,616	未収運用受託報酬	75,491
							2. 団体定期保険の契約（注2）	生命保険料の支払い	561	—	—
親会社の子会社	損保ジャパン DC証券㈱	東京都 新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	—	—	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注3）	投資顧問料の支払い	22,749	未払費用	5,714
							2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注4）	投信代行手数料の支払い	224,055	未払手数料	49,010
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国 カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	—	兼任1名	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注3）	投資顧問料の支払い	112,751	未払費用	11,934

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注3）投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

当事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
（追記情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等 (単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株)損害保険 ジャパン	東京都 新宿区	70,000,000	損害保険業	(被所有) 直接70%	1. 投資顧問契約に基づく 資産運用の助言及び一任 (注1)	運用受託報酬の受取り	17,251	未収運用 受託報酬	298
						2. 投資信託に係る事務代 行の委託等(注2)	投信代行手数料の支払い	12,613	未払 手数料	2,249
						3. 保険契約(注3)	保険料の支払い	477	—	—
						4. LANの利用(注4)	LAN利用料の支払い	1,650	—	—
その他の 関係会社	The TCW Group, Inc.	米国 カリフォルニア州	US\$195,200	資産運用会社 (持ち株会社)	(被所有) 直接30%	株式投資に関する情報提供 契約(注5)	情報料の支払い	30,000	その他 未払金	15,000

注1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (注1) 運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。
- (注2) 代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。
- (注3) 保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。
- (注4) LAN利用料の支払いについては両社が合意した合理的に妥当と考えられる条件によっております。
- (注5) 情報料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

子会社及び関連会社等との取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

(単位：千円、千米ドル)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンひまわり生命保険(株)	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	—	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注1） 2. 団体定期保険の契約（注2）	運用受託報酬の受取り 生命保険料の支払い	141,585 607	未取運用受託報酬 —	73,611 —
同一の親会社を持つ会社	損保ジャパンDC証券(株)	東京都新宿区	11,500,000	確定拠出年金業	—	1. 投資顧問契約に基づく資産運用の助言（注3） 2. 投資信託に係る事務代行の委託等（注4）	投資顧問料の支払い 投信代行手数料の支払い	25,908 196,474	未払費用 未払手数料	4,980 37,347
その他の関係会社の子会社	TCW Investment Management Company	米国カリフォルニア州	US\$25	投資顧問業及び投資信託委託業	—	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注3）	投資顧問料の支払い	68,649	未払費用	6,965

注1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）運用受託報酬の受取りについては一般的取引条件によっております。

（注2）生命保険料の支払いについては一般的取引条件によっております。

（注3）投資顧問料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

（注4）代行手数料の支払いについては市場動向等を勘案し、協議の上決定しております。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

(株)損害保険ジャパン（東京証券取引所・大阪証券取引所・名古屋証券取引所・福岡証券取引所・札幌証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

（１株当たり情報）

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
1株当たり純資産額 169,700.38円 1株当たり当期純利益金額 23,006.57円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 137,394.21円 1株当たり当期純損失金額（△） △30,793.19円 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失金額（△）については、潜在株式が存在しないため記載していません。

（注）1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	226,844	△303,620
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	226,844	△303,620
期中平均株式数（株）	9,860	9,860

（重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成19年４月１日 至 平成20年３月31日)	当事業年度 (自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日)
—	平成21年４月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。 なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

（１）定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

平成21年4月28日、当社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに解約代金に係わる和解あっせんの申立てがなされました。当社は本申立てに対して、あっせん手続きの中で紛争解決に向けて協議を行っております。なお、申立書によると、当該関係者による請求額は本申立時点で約12億7,000万円であります。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

① 名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

② 資本金の額

247,231百万円（平成21年3月末現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成21年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

（2）販売会社

（単位：百万円、平成21年3月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
損保ジャパンDC証券株式会社	（※1）3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（※1）平成21年8月末現在

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

（2）販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

また、投資助言者として、当ファンドが投資するマザーファンド（運用会社）の選定（追加を含みます。）及び投資配分について助言を行います。また、デュー・ディリジェンス・プログラムを用いて、マザーファンドについて継続的な評価を行い、運用に対して最良の運用会社を推奨します。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第 3 【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成20年10月 6 日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成20年11月28日	有価証券報告書の訂正報告書 有価証券届出書の訂正届出書
平成21年 4 月14日	半期報告書 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成20年9月8日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内田 満雄 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成19年7月18日から平成20年7月15日までの第3期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成20年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人代表社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年9月3日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村 真敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成20年7月16日から平成21年7月15日までの第4期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン外国債券ファンド（為替ヘッジなし）の平成21年7月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白倉 健司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大村 真敏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載のとおり、平成21年4月28日、会社を委託会社とする私募投資信託（既償還済）の関係者より、第二東京弁護士会仲裁センターに和解あっせんの申立てがなされた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。